



事例研究会(京都)

違反是正 支援センターの 歩みとこれから

福岡市消防局 深堀浩之

新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災から9年が経過しました。当時、各消防本部には消防法令違反是正の徹底という命題が与えられ、これまで防火対象物の関係者の自発的な意思による改善を求めることを中心としていた違反是正事務は、措置命令を躊躇なく発動するなど、行政権限を積極的に行使する手法に変換されることになりました。

各消防本部では、平成14年の法令改正への対応はもとより、違反是正事務に対してより能動的に取り組むことが必要とされ、その技術的支援等を行うために違反是正支援センターが設立されました。

私自身も違反是正を担当する職員として、数多く存在する管内の消防法令違反対象物に対する違反処理の実行に取り組んでいましたが、業務推進にあたり、違反是正支援センターの存在はとても心強く感じていました。

違反是正支援センターの歩み

違反是正支援センターは、平成14年4月1日から5年間の時限事業として設立され、各消防本部が推進する違反是正業務の側面支援

を目的として諸事業を展開してきました。

平成19年度からは、各消防本部の要望もあり、さらに3年間の期間延長がなされ、業務が継続され、平成22年度からは財団法人日本消防設備安全センターの直轄事業として事業を継続しているところです。

これまで研修会等の支援事業を中心的に実施してきましたが、その内容は違反是正研修会、違反是正事例研究会（現行：発表会）及び違反是正に関する事例演習会（現行：研究会）の3つに区分できます。

違反是正研修会は、違反是正支援センターが設立された平成14年度から開催され、平成21年度末の段階で約3万8,000人の消防職員が受講しています。平成19年度からは、違反是正部門だけでなく、要望が多かった立入検査部門についても研修会を開催するようになりました。

私も講師の一人として、平成15年度から5年間参加させていただきましたが、この研修会は、全国の消防職員の違反処理に関する知識及び技術の向上に寄与し、ひいては各消防本部の違反是正業務の推進の原動力になっているといえます。

違反是正事例研究会は、平成16年度に試行的に関東支部で開催され、その後はブロックごとに開催されています。違反処理を実行した消防本部が事例を発表し、コメンテーターがその内容について問題点等のアドバイスを行うというものです。これはその場だけの発表のみならず、冊子としてその内容が各消防

本部に配布されたため、具体的な事例が紹介されていることから、同様の違反事案を有している消防本部の参考になるなど、各消防本部間の情報交換の場となっています。

事例演習会は3つの中でも一番遅く、平成17年度から始まりました。事例演習会は、実事例を中心とした想定事例に対して参加者が問題点等を抽出し、グループ討議を行ったうえで検討結果を発表し、助言者がアドバイスをを行うというものです。参加型の研修として参加者間の活発な意見交換がなされ、検討結果に対して助言者が的確なアドバイスを行うことから、違反是正業務に直結し総合的に人気のある研修会であるといえます。

私自身も開始前に想定事例を作成する作業に参加させていただき、また、助言者の一人として、各地の事例演習会に参加させていただきましたが、各消防本部の参加者の皆さんの違反是正に対する熱い想いを実感することができ、様々な意見を拝聴することにより、違反是正の担当者として業務に活かすことができました。

平成22年度からは、事例研究会が「事例発表会」、事例演習会が「事例研究会」と名称変更され継続実施されていますが、さらなる飛躍を期待したいと思っています。

書籍・視聴覚教材について

違反是正支援センターでは、これまで数多くの違反是正に関する書籍や視聴覚教材を作成してきました。

書籍では、平成14年当時に「違反是正実務必携」というオレンジ色の教本が発刊され、私自身は当時、常に法令通達集とセットで保有し愛読書として活用し、違反是正業務を実施していたという記憶があります。違反是正に関する基本的内容から、警告～命令～告発までのステージごとの留意事項等が記載されており、とても役立ちました。その後も、違





反是正研修テキストや立入検査実務研修テキストとして発刊され、現在でも多くの消防本部で活用されています。前述の事例研究会の記録集や事例演習記録集なども発刊され、違反是正業務の一助になりました。

また、あまり目立ってはいないかもしれませんが、視聴覚教材については、これまで「現場における消防吏員の命令（消防法第5条の3）」、「防火対象物特例認定取消要領（消防法第8条の2の3）」、「違反処理の流れ（消防法第17条の4）」、「警告・命令及び告発要領（消防法第17条の4）」、「違反調査・質問調書の作成（消防法第17条の4）」を作成、各消防本部に配布されました。

この視聴覚教材は、分かりにくいとされる違反是正事務に関して、現に違反処理の現場を再現した映像を盛り込み、解説が加えられています。作成に際して、私も外野からいろいろと意見を述べさせていただきましたが、担当された職員が苦労を重ねて作成されただけあって、違反処理の経験がない方々にも分

かりやすい内容になっていますので、是非一度ご覧いただきたいと思います。

とりわけ、「現場における消防吏員の命令（消防法第5条の3）」についてはすべての消防吏員が行う可能性があるため、まだ視聴されていない方には是非お勧めしたいと思います。

違反是正支援センターのこれから

平成22年度から、財団法人日本消防設備安全センターの一事業として、違反是正支援センターが各消防本部の違反是正業務の支援業務を展開していくことになりました。結果として、これまで実施してきた違反是正研修会は各県消防長会に委ねられることになりました。

大量退職時代の最中であり、これからも数年は全国で毎年5,000人規模の職員の入れ替わりがあることから、比例して火災予防事務や付随する違反是正に携わる職員も、これからますます入れ替わっていくことになり、違反是正研修会もこれまでの実績はさておき、こ

れからも引き続き実施していかなければ、違反是正に関するスキルもレベルダウンしていくと思われます。

違反是正研修会に関しては、ある意味では今年度が節目の年となり、各県消防長会の開催に向けての積極的な姿勢が求められるところです。

違反是正事例研究会（現行：発表会）及び違反是正に関する事例演習会（現行：研究会）については引き続き実施されますが、特に事例演習会（現行：研究会）は実務に直結しており、違反是正業務に携わる職員にとってはとても有益なものであり、また、想定事例も年々グレードアップしており、今後は違反是正に関する研修の中心的役割を担うことになるでしょう。

新たに違反是正に係るシンポジウムの開催も予定されており、消防職員だけでなく、様々な分野が参加した総合的な検証等がなされる機会が設けられることになりました。

また、平成22年度からは違反是正支援アドバイザー制度が発足しました。これは、総務省消防庁が違反是正業務をより強力に推進するために、新たに設けた制度になりますが、警告や命令などの違反処理事務を経験している職員の一人として、この制度を積極的に活用していただきたいと強く願っています。

これまで行われてきた違反是正研修会等において、各消防本部の違反是正に関する知識及び技術は着実に向上しています。しかしながら、違反処理は知識及び技術だけで実行できるものではないと思います。違反処理には相手があり、命令以上の措置は行政処分となるわけですから、当然ながらリスクも伴います。違反処理に移行する行政判断を行うに際して、経験豊富な消防本部のアドバイスを受けることは必要であるし、何よりも心強いものであると思います。

現在、全国に30名程度のアドバイザーが登

録されていると聞いています。アドバイザーの方々は経験豊富であり、個別事案に対して的確でタイムリーなアドバイスを与えてくれることでしょう。是非とも積極的な活用を検討していただきたいと思います。

おわりに

違反是正支援センターが発足され8年が経過しました。

私自身も同時期に違反是正事務に従事し始めたことから、違反是正支援センターの職員の皆さんには長年にわたりすいぶんお世話になりました。また、違反是正支援センターが実施する業務を通じて、全国の消防本部の担当者の皆さんとも知り合うことができ、今でも情報交換等をさせていただいています。

現在は、住宅用火災警報器の設置促進など住宅防火事務を主に担当していますが、やはり今後とも火災予防行政の中心的な役割を担っていくのは、防火安全のルールといえる消防法令の順守に係る事務であると思います。本来ならば違反是正事務が軸となってはならない訳ですが、ルールが存在する以上、ルール違反が発生するのは当然であり、今後とも違反是正事務は継続して実施していかなければなりません。そのためには、難解で専門的といわれる違反是正事務に関する研修会等も積極的に開催し、違反是正業務に携わる消防職員のスキルの維持向上を図ることが必要不可欠です。

火災予防行政は、その時代の社会一般のニーズに即した形で推進していかなければならないものです。消防法令違反を減じていくことは消防機関の課題ですが、国民の要望でもあります。

これからも、各消防機関が違反是正支援センターの協力体制の下、違反是正業務に取り組むことにより、消防法令違反が一掃され、安全で安心な社会が構築されることを目指していきましょう。